

「マルチ販売禁止条例」

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではありませんことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

マルチ販売(伝銷)禁止条例

国务院令[2005]444号

第一章 総則

第一条 詐欺を防止し、公民、法人やその他の組織の合法權益を保護するとともに、社会主義市場經濟秩序を維持し、社会の安定を保持するため、本条例を制定する。

第二条 本条例全てで称するマルチ販売(原文;伝銷)とは、組織者或いは經營者が人員を拡大し、人員を拡大させることによって直接的或いは間接的に拡大した人数或いは販売業績を基に計算して報酬を支給すること、或いは人員を拡大させることを要求し一定費用を納めることを条件として加入資格を取得させるなどの方式で非法利益をむさぼり、經濟秩序を乱し、社会の安定に影響のある行為を指す。

第三条 県級以上の地方人民政府は、マルチ販売の取締まり作業のリーダーを強化し、各関連部門が法に基づき監督管理の職責を履行することを支持、督促しなければならない。

県級以上の地方人民政府は需要により、マルチ販売取締まり作業の協調機構を確立し、マルチ販売の取締まり作業で重大な問題を直ちに協調し、解決しなければならない。

第四条 工商行政管理部門、公安機關は、本条例の規定に基づき、各自の職責範囲内でマルチ販売行為の取締まりを行わなければならない。

第五条 工商行政管理部門、公安機關は法に基づきマルチ販売行為を取締まり、教育と処罰を結合した原則を堅持し、公民、法人或いはその他の組織に法律を厳守する自覚を教育しなければならない。

第六条 いかなる団体や個人も工商行政管理部門、公安機關にマルチ販売行為を通報する権利を有する。工商行政管理部門、公安機關は通報を受けた後、直ちに調査し真実を追究し、法に基づき処置するとともに、通報者の秘密を守らなければならない。調査を経て事実である場合、国家関連規定に基づき通報者に奨励を与える。

第二章 マルチ販売行為の種類と取り締まり機関

第七条 以下の行為は、マルチ販売行為に属する。

(一)組織者或いは経営者が人員を拡大し、拡大した人員に対し他の人員を加入させて拡大することを要求し、拡大した人員に対しその直接的或いは間接的に展開、拡大した人数を基に計算して報酬を支給し(物質的奨励やその他の経済利益を含む、以下同様)、非合法的利益をむさぼる場合。

(二)組織者或いは経営者が人員を拡大し、拡大した人員に対し費用の納付或いは商品引き受けなどの方式によって費用納付に代えることで、加入或いは拡大したその他の者が加入する資格を取得し、非合法利益をむさぼる場合。

(三)組織者或いは経営者が人員を拡大し、拡大した人員に対して、その他の人員を加入させて拡大することを要求し、上下関係を形成するとともに、下位の販売業績に依拠して計算し上位の報酬を支給し、非合法利益をむさぼる場合。

第八条 工商行政管理部門は本条例の規定に基づき、本条例第七条規定のマルチ販売行為を取り締まる責任を負う。

第九条 インターネットなどのメディアを利用して本条例第七条規定のマルチ販売情報を発布する場合、工商行政管理部門は電話通信などの関連部門と共同で本条例の規定に基づき取り締まりを行う。

第十条 マルチ販売における紹介作業、経営活動の従事などの名義で他者を騙し居住地を離れて非合法的に集合したり、その者自身の自由を制限したりした場合、公安機関は工商行政管理部門と共同で法に基づき取り締まりを行う。

第十一条 商務、教育、民政、財政、労働保障、電話通信、税務などの関連部門と団体は、各自職責と関連法律、行政法規の規定に基づき工商行政管理部門、公安機関と協力してマルチ販売行為の取り締まりを行わなければならない。

第十二条 農村村民委員会、城市居民委員会などの基礎組織は、当地人民政府の指

導のもと、関連部門に協力してマルチ販売行為の取り締まりを行わなければならない。

第十三条 工商行政管理部門はマルチ販売行為の取締りに際し、犯罪の嫌疑がある場合は、法に基づき公安機関に移送し立案捜査を行わなければならない。公安機関はマルチ販売案件を立案捜査し、捜査を経て犯罪を構成していなかった場合、工商行政管理部門に移送し取締まりを行わなければならない。

第三章 取り締まり措置と手順

第十四条 県級以上工商行政管理部門はマルチ販売行為の嫌疑を取り締まるとき、以下の措置を採用することができる。

- (一) 関連活動の中止を命ずること
- (二) マルチ販売の疑いのある組織者や経営者、個人を調査し、関連状況を理解すること
- (三) マルチ販売の疑いのある経営場所と訓練・養成、集会などの活動場所に立ち入り、現場検査を実施すること
- (四) マルチ販売の疑いのある関連契約、領収書、帳簿などの資料の調査、複製、封鎖、差し押さえを行うこと。
- (五) マルチ販売への使用の疑いのある製品(商品)、工具、設備、原材料などの財物の調査、差し押さえを行うこと。
- (六) マルチ販売の疑いのある経営場所を封鎖すること。
- (七) マルチ販売の疑いのある組織者或いは経営者の口座及び預金関連の会計証書、帳簿、勘定書付合せなどを調査すること。
- (八) 違法資金の転移或いは隠匿の証拠がある場合は、司法機関に凍結を申請することができること。

工商行政管理部門が前条項で規定する措置を採用する場合は、県級以上工商行政管

理部門の主要責任者に書面或いは口頭で報告し批准を得なければならない。緊急情況によりその場で前条項規定の措置を採用する必要がある場合は、事後、直ちに報告し関連手続きを補足しなければならない。そのうち、前条項規定の封鎖、差し押さえを行い、第(七)項、第(八)項規定の措置を実施する場合は、事前に県級以上工商行政管理部門の主要責任者に書面で批准を得なければならない。

第十五条 工商行政管理部門はマルチ販売行為の嫌疑を取り締まるとき、法執行者は2名以上でなければならない。

法執行者と当事者は直接利害関係がある場合、それを回避しなければならない。

第十六条 工商行政管理部門の法執行人はマルチ販売行為の嫌疑を取り締まるとき、当事者或いは関係者に証明を提示しなければならない。

第十七条 工商行政管理部門が封鎖、差し押さえを実施する場合、当事者にその場で封鎖、差し押さえ決定書、差し押さえ財物及び資料明細票を交付しなければならない。

交通の不便な地区或いは直ちに封鎖、差し押さえを実施できないため案件の取り締まりに影響する恐れがある場合は、先行して封鎖、差し押さえを実施することができ、24時間以内に封鎖、差し押さえ決定書の手続きを完了し、当事者に通知(送達)しなければならない。

第十八条 工商行政管理部門が封鎖、差し押さえを実施する期限は30日を超えてはならない。案件情況が複雑な場合、県級以上工商行政管理部門の主要責任者の批准を経て、15日間延長することができる。

封鎖、差し押さえられた財物に対し、工商行政管理部門は適切に保管し、使用したり或いは損害を与えてはならない。損失を引き起こした場合、賠償責任を負わなければならない。但し、不可抗力によって発生した損失を除く。

第十九条 工商行政管理部門は封鎖、差し押さえを実施する場合は、直ちに事実を調査し、封鎖、差し押さえ期間内に処理決定を行わなければならない。

調査を経た結果、マルチ販売行為に属するものについては、法に基づき封鎖、差し押さえを行った非合法財物を没収しなければならない。調査を経てマルチ販売行為ではない或い

は封鎖、差し押さえをする必要がなくなった場合、処置決定後、直ちに封鎖を解除し、差し押さえた財物を返還しなければならない。

工商行政管理部門は期間が過ぎても処理決定を出せない場合、封鎖された物品は封鎖解除と見なされ、差し押さえられた財物は返還されなければならない。返還を拒む場合は、当事者は人民裁判所に行政訴訟を起こすことができる。

第二十条 工商行政管理部門及びその作業員が本条例の規定に違反して封鎖、差し押えを行った財物を使用或いは損壊させ、当事者に経済的損失を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

第二十一条 工商行政管理部門がマルチ販売行為の嫌疑を取り締まるとき、当事者は陳述と弁明を行う権利を有する。

第二十二条 工商行政管理部門がマルチ販売行為の嫌疑を取り締まるとき、現場記録を作成しなければならない。

現場記録と封鎖、差し押さえ明細票は当事者、証人や法執行人が署名或いは捺印を行い、当事者が現場にいない、或いは当事者、証人が署名或いは捺印を拒む場合、法執行人が現場で記録し注記しなければならない。

第二十三条 調査によってマルチ商法行為に属する場合、工商行政管理部門、公安機関は社会に警告、注意を公開発布することができる。

社会に公開発布する警告、注意は、県級以上工商行政管理部門の主要責任者或いは公安機関の主要責任者の批准を得なければならない。

第四章 法律責任

第二十四条 本条例第七条に規定する行為があり、マルチ販売の画策を組織する場合、工商行政管理部門は非合法財物を没収し、違法所得を没収するとともに、50万元以上200万元以下の罰金に処する。犯罪を構成している場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

本条例第七条に規定する行為があり、他人をマルチ販売に参加するよう紹介、誘惑、脅迫を行った場合、工商行政管理部門は違法行為の停止を命ずる責任を負い、非合法財物を没収し、違法所得を没収するとともに、10万元以上50万元以下の罰金に処する。犯罪を構成している場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

本条例第七条に規定する行為があり、マルチ販売に参加した場合、工商行政管理部門は違法行為の停止を命ずる責任を負い、2000元以下の罰金に処する。

第二十五条 工商行政管理部門は本条例第二十四条の規定に基づき処罰するとき、関連法律、行政法規の規定に従い、営業許可証を整理停止或いは取り上げを命ずる責任を負う。

第二十六条 本条例第七条に規定するマルチ販売行為のために経営場所、訓練・養成場所、商品供給源、保管、倉庫などの条件を提供する場合、工商行政管理部門は違法行為の停止を命ずる責任を負い、違法所得を没収し、5万元以上50万元以下の罰金に処する。

本条例第七条に規定するマルチ販売行為のためインターネット情報サービスを提供する場合、工商行政管理部門は違法行為の停止を命ずる責任を負い、関連部門に通知して『インターネット情報サービス管理弁法』に従って処罰する。

第二十七条 当事者が勝手に封鎖、差し押さえをされた財物を使用、交換、転移、損壊を行った場合、工商行政管理部門は違法行為の停止を命ずる責任を負い、使用、交換、転移、損壊を行った財物価値の5%以上20%以下の罰金に処する。是正を拒む場合は、使用、交換、転移、損壊を行った財物価値の1倍以上3倍以下の罰金に処する。

第二十八条 本条例第十条に規定する行為があり、工商行政管理部門の法執行人が法に基づきマルチ販売を取り締まることを拒絶、妨害し、治安管理行為に違反する場合は、公安機関が治安管理の法律、行政法規規定に基づき処罰する。犯罪を構成している場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

第二十九条 工商行政管理部門、公安機関及びその作業者は職権を濫用し、職責を軽んじ、私情にとらわれ不合理な行為をし、本条例で規定する職責および手順に従わずにマルチ販売行為を取り締まる、或いはマルチ販売が行われているのに取り締まりを行わない、或いはマルチ販売行為を支持する、かばう、放任するなどして犯罪を構成する場合、直接責

任のある主管人員とその他の直接責任のある者に対し、法に基づき刑事責任を追及する。
犯罪でない場合は、法に基づき行政処分を行う。

第五章 付 則

第三十条 本条例は2005年11月1日から施行する。